

下川町森林整備計画

計画期間

自 令和 5年（2023年）4月 1日

至 令和15年（2033年）3月31日

北 海 道 下 川 町

下川町森林整備計画における『基本方針』設定の背景

森林に関係する様々な主体…主体、世代間の連携に向けて

開拓期から生活と密接にかかわっている私有林、循環型の森林経営を進める町有林、地域に大きな面積を占める国有林が下川の森林を構成しています。管理領域が異なる主体が連携し、資源の源である森林から加工、流通、消費へのつながりをより強め、森林資源の充実とその産物を有効に利用していくために、私たちは FSC® 認証（FSC® C015134）を選択しました。その原則と基準に基づいた資源管理は、これまで地域の人と組織の知識、経験のもとで実践されてきた成果を共有し、その恩恵をともに分かち合い、新たな視点も加えて更に高めていくことで、未来につながります。

森林資源の適切な管理…バランスのとれた資源管理と利用

わたしたちの先人は、約 120 年前に原生林を切り拓き、その木材と土地を生活に供して現在の礎を築きました。関東大震災の復興、戦後復興、洞爺丸台風被害を経て、地域の森林は天然林と人工林が混在する姿に変遷しました。

収穫期を迎えつつある人工林、複雑な要素で構成される天然林、これらの森林資源を持続的に育成管理し、その恵みをより豊かなものにしていく転換期を迎えています。森林資源を利用していくためには、資源充実と利用のバランスがとれた管理のもとでその持続性を確保しなくてはなりません。

本計画では、将来の森林の姿、私たちの関わり、どのような恵みを得ていくか、そこに至る過程を意識しながら、森林の育成管理に係る手段を示します。

地域による計画の実行…協議、議論、実践の積み重ね

これまでの森林管理は、多様な主体のもとで社会変化に対応してきました。森林管理の現場も天然林資源の収穫から人工林の育成と更新へ、人力から機械の利用へそれぞれ移行し、そこに関わる人々の世代交代が進んでいます。

私たちは様々な立場で協働し、その知識と技術を高めること、実践の積み重ねによりその関係性を更に高めていくことが必要です。

これまでの知識や技術、先人の思いの上に地域の森林と人との関わり方をより高めていくための協議と議論を積み重ね、それを実現していく人と組織を育てていくことが、百年の大計となり森林育成を未来に引き継いでいく基本となります。

以上の背景を基に次のとおり基本方針を定めます。

『基本方針』

1. わたしたちは、水、空気の源であり、多様な生物をはぐくむ森林とともにあり、その恵みを受けて築き上げられてきた社会が森林と共生する地域社会づくりを目指します。
2. わたしたちは、森林の恵みを共にする多くの人とのつながりのもとに、先人から継承した森林と森林づくりに関わる知識、技術、森林への思いを、FSC®認証（FSC®C015134）の原則と基準に照らして次の世代に引き継ぎます。
3. わたしたちは、森林の現況と課題を森林に関わる様々な立場の人と共有し、バランスのとれた育成管理の方法と必要な推進手段を定めて、森林の持つ力を尊重し関係者を含めた地域の知識経験による将来像の実現に努めます。
4. わたしたちは、森林・林業を取り巻く状況を認識し、主体的に森林に関わる姿勢で育成、管理、利用の知識と技術を高める人とともに、この計画の実行と評価検証を行います。

目 次

	ページ
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1 樹種別の立木の標準伐期齢	8
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	9
第2 造林に関する事項	10
1 人工造林に関する事項	10
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	13
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	15
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	16
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	16
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	16
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
2 保育の種類別の標準的な方法	17
(1) 下刈	
(2) 除伐	

(3) つる伐り	
3 その他必要な事項	18
(1) その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	18
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林)	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林 その他水源涵養機能維持林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域における施業の方法	20
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	21
(1) 水資源保全ゾーン	
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	22
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	22
5 その他必要な事項	22
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	23
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	23
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4 その他必要な事項	23
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等 整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
(1) 路網密度の水準	
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	
2 作業路網の整備に関する事項	26
(1) 基幹路網に関する事項	

(2) 細部路網に關すること	
(3) 基幹路網の維持管理に關する事項	
3 その他必要な事項	27
第8 その他必要な事項	27
1 林業に従事する者の養成及び確保に關する事項	27
(1) 人材の育成・確保	
(2) 林業事業体の経営體質強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に關する事項	28
(1) 林業機械化の促進方向	
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
(3) 林業機械化の促進方策	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に關する事項	29
III 森林の保護に關する事項	
第1 鳥獸害の防止に關する事項	30
1 鳥獸害防止森林区域及び当該区域内における鳥獸害の防止の方法	30
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獸害の防止の方法	
2 その他必要な事項	30
第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に關する事項	31
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	31
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法及び方法	
(2) その他	
2 鳥獸害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	31
3 林野火災の予防の方法	31
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5 その他必要な事項	31
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
IV 森林の保健機能の増進に關する事項	
1 保健機能森林の区域	33
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に關する事項	33
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に關する事項	34
(1) 森林保健施設の整備	

(2) 立木の期待平均樹高	
4 その他必要な事項	34
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	34
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	34
3 森林の総合利用の促進に関する事項	35
4 住民参加による森林の整備に関する事項	35
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
(2) 上下流連携による取組に関する事項	
(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項	
5 その他必要な事項	36
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	1
別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法	5
別表3 森林施業共同化重点的实施地区	7
別表4 鳥獣害の防除の区域	8

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、上川管内の北東部に位置し、北、東、南の三方を山々に囲まれ、それらを源流とした名寄川が東西に貫流しています。その名寄川支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されており、またその支流が多数の沢となって複雑な地形となっています。

本町の土地利用は、自然的条件や地形的条件、歴史的な経過から、山林が多く、総面積 64,420haのうち、森林面積は56,929ha、総面積の88.3%を占め、森林に恵まれた地域です。また、民有林面積8,389haのうち、人工林の面積は5,149haで、人工林率は61%に達しており、カラマツ・トドマツ・アカエゾマツが主体となっています。人工林の齢級構成は35年生以下の若い林分が1,746haで33%を占めており、引き続き保育、間伐を適正に実施することが重要となっています。

また、森林整備において環境・社会・経済に配慮するため、平成15年に取得したFSC®認証林（FSC®C015134）は、民有林及び国有林で現在計5,559haとなっております。林業の担い手数は27名前後と人口減少にあわせて減少しており、今後、関係機関と連携して林業人材の育成・確保に努めていきます。一方、町内木工場数は現在8社9工場となっており、道北地域の重要な集荷加工拠点となっています。各工場は素材加工、集成材加工などそれぞれの分野に特化し、経営安定化を目指しています。

本町の森林・林業は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されてきた人工林地、大径木の広葉樹が林立する天然林地、針広混合林地など、多彩な林分構成となっています。しかし、森林に対する地域住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることや、長引く不況による木材価格の低迷により、森林整備を取り巻く状況に以下のような課題を持っています。

- ・地域の森林所有者の大半が50歳以上となり、山林を処分するための主伐事業が増加している中で伐採譲渡後の後継者育成や、個人の林業経営そのもののあり方が問われています。合わせて所有者のほとんどが5ha程度の小規模所有者で、施業地の集約化や林地流動化（森林の持つ魅力を伝え新たな担い手につなぐ仕組み）の強化が求められています。
- ・先人が植え、育ててきた木材が十分に満足いく資産価値を生むことなく伐採され、山林所有者の施業意欲低下が危惧されています。木材を通じて山元から川下まで経済波及がなされる仕組みづくりが求められています。
- ・充実した地域資源をどのように管理活用し、その恩恵を享受していくべきか将来像を描く場が不足しています。森林を取り巻く情報を地域内で共有化し、人工林管理のあり方や長期的な木材供給体制のビジョンづくりが求められています。
- ・森林管理を担う人材が備えるべき知識と技術を体系化し、地域内で確実に適正な制度化が求められています。
- ・長期的な施業目標と計画樹立のため、地域森林資源量の実態把握が求められています。
- ・地域林産業の経営基盤強化のため、森林認証拡大を含めた森林のスケールメリット拡大や、森林林業全体のICT化、環境配慮型の施設整備など効率的で安定した木材加工体制の整備が求められています。

以上の課題を踏まえ本町は、農林業を中心とした経済基盤であること、さらに本町の歴史的な経過から林業が地域経済の活性化を図ってきたことから、長引く不況下においても、町

と森林組合、森林所有者がそれぞれの役割を担い積極的に造林・保育事業の推進を図る必要があります。近年では、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収・貯蔵や多様な野生生物の生息・生育など、環境保全に配慮した森林の整備及び保全が求められています。

また、私たちの水資源確保や生活環境の保全等の観点からも、水源涵養機能や山地災害防止機能を十分に発揮できる森林への整備が必要です。また、実際の森林整備の推進と併せ森林の背景にある先人の考え方や、森林に基づく技術・文化の次世代への継承が必要です。

特に町有林においては、継続的な施業の実施により、雇用の場の創設・林産物の地元林産業界への供給を行い、持続可能な森林経営の推進を図ることが肝要です。また、効率的で安全な森林の整備のため、林道の開設・作業路網の整備を推進していかなければなりません。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「木材等生産林」という。)の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域(以下「森林の区域」という)を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために、特に保全が求められている森林について「生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、

農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

表 1

発揮を期待する森林	森林の区域	区域設定の基準	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保育・教育活動に適した施設が整備されている森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や住民等のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
文化機能		史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。	
生物多様性保全機能		原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	

公益的機能別施業森林（上乘せゾーニング）

表 2

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水資源保全ゾーン		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法(絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律)に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

先人が自然を生かし、自然に働きかけて引き継いできた森林資源を未来にわたって充実させ安定的に供給していくために、適地適木を基本に樹種・林齢・蓄積量の平準化を目指します。これにより、多様な径級、品質の木材を柔軟に供給できる体制を整備します。また、近年の地球温暖化の影響などに対応するため、生物多様性確保に配慮し、環境の変化に順応する樹種選択や施業目標の研究に努めます。

カラマツ、トドマツなど有用な人工林資源が持続的に生み出される体制を確保した上で、人工林のみに偏ることなく郷土樹種の広葉樹林を計画的に管理し、将来にわたって貴重な森林資源の継承がなされることを目指します。また、FSC®認証（FSC®C015134）材の流通を活発化させ供給体制の安定化を図るため、認証面積の拡大や、シラカバなど資源需要に合わせた有効な補助事業等の活用を推進し森林整備を進めます。

代表的な樹種ごとに具体的な姿を以下に定めます。

表4

樹 種	管理の方針	目指すべき姿
カラマツ	地域木工場の需要に合わせ、最大径級を34cm前後と設定し、40年生前後までに収穫伐採を行う積極的な管理と更新を推進します。しかし、生育環境の状況に応じ一部長伐期化など柔軟に対応することとします。	当面は、通直で径級がそろった優良な立木で構成される森林を目指します。長期的には、育成中期までに優良木を選定し、長期育成を目指す森林や、帯状など複層林も含めて大径材の育成を目指します。
トドマツ	樹勢の減衰、材質の低下などを勘案し、50年生前後で最大径級32cm前後での収穫伐採を基本としながら、一部択伐などにより針広混交林化を目指します。	腐れ、アテ材の少ない良質な木材を目指し、密度管理を徹底しながら枝の枯れ上がりを図るなど良質材の確保に努めます。長期的には育成中期までに優良木を選定し、長期育成を目指します。
エゾマツ・アカエゾマツ	50年生前後で最大径級32cm前後での収穫伐採を基本としながら、長期的には、超長伐期施業を目指し80年生以上での収穫伐採を目指します。一部択伐などにより郷土植生に近い針広混交林化を積極的に目指します。	当面は、通直で径級がそろった優良な立木で構成される森林を目指します。長期的には、天然林と混交し北海道が誇る天然林アカエゾマツなど、有用な資源の姿を思い起こすことができる森林を目指します。
天然林	天然更新などを基本としながら、林分成立段階から極層林までの移行過程において劣勢木や形質不良木の収穫を行い、安定した林分構成を維持します。ササの繁茂等により更新が困難な林分については、人的な補植作業も検討します。	立地特性にあった多様な樹種が、多層に重なり合い混交する安定的に持続する豊かな森林を目指します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目するものとし、それぞれの森林をとりまく自然的・社会的・経済的条件を勘案し、以下の

とおり育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業として整備を推進します。

また、生育途中の人工林の育成、成熟しつつある人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を進めます。

ア 育成単層林施業

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業です。人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について実施します。

イ 育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業です。人為と天然更新の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について実施します。

ウ 天然生林施業

主として天然更新を活用することにより森林を成立させ維持する施業です。ササ類等の繁茂が少なく自然による更新が確実に図られる森林について実施します。

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

(ア) 溪和町有林地区においては、森林とのふれあいの場を提供するため景観の維持向上も視野に入れた森林整備を行います。

(イ) 班溪五味温泉周辺の森林は、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進します。

(ウ) 森林認証林については、天然林の伐採は極力避け保全することとしますが、粗悪な林分については不用木の除去を行うなどして、林分の健全化を図ることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地元産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

表5

- 8 -

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として10haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

- (2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

- (4) 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
- ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (5) 伐採等の実施に当っては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
- なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
- また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分留意することとします。
- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需要動向及び木材需給等にも配慮し、選定することとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

表6

人工造林の対象樹種	
【針葉樹】	【広葉樹】
カラマツ（グイマツ雑種F1等含む） トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ ドイツトウヒ、その他郷土樹種	カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、カツラ エゾサマザクラ、ハンノキ、イタヤカエデ その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

（２）人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

（ア）寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

（イ）地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野^{かん}ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

（ウ）植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

（エ）植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、疎仕立てを基本とします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

（オ）効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても務めることとします。

（カ）コンテナ苗の植栽時期については、第2の（２）のアの（ウ）の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう務めることとします。

○人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表7により、主要樹種の植栽本数を定めます。

【育成単層林】

(単位 本/ha)表7

区 分		樹 種				
		カ ラ マ ツ	ト ド マ ツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広 葉 樹
植栽本数	密	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	3, 0 0 0
	中	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0
	疎	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0

※防災林的な造林の場合には、植栽本数を増やす。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

ウ その他人工造林の標準的な方法

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して造林することとします。

また、上木の保護効果を期待して樹下植栽を行う育成複層林施業については、下木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、植栽木の成長を促すこととします。

地拵は、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件等の立地環境条件を考慮した上で全刈又は筋刈、バックホウ等による地拵を行うものとします。

植栽時期は次表のとおりとしますが、乾燥時期を避けるなど、樹種ごとに適期に行うものとします。また、植付け方法は、必要に応じ穴を大きくし丁寧に植えるなど、その後の苗木の活着と成長が十分に図られるように行うものとします。

表8

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月下旬
	その他	4月初旬～5月31日
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ カラマツ、その他	9月上旬～11月下旬

森林の有する多面的な機能の高度発揮を図るために行う複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化に際しては、定めた植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の材積伐採率を乗じた本数以上を植栽することとします。

なお、複層林の造成を目的として下層に植栽するときは、上層木の枝下部にはできるだけ避け植栽木の成長に必要な照度を確保することとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

下川町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

↓

下川町森林整備計画で示すトドマツの疎仕立て植栽本数が1,500本/haとすると、

$$1,500 \times 0.3 = 450$$

となり、トドマツは少なくとも450本/ha以上は植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

表 9

天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなど
-----------	---

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区

画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知）によることとします。

（注 1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が 10m 以上になる樹種です。

（注 2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注 3）「幼齡林」とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

（注 4）「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度 3 は期待成立本数の 3 割が更新した状態をいいます。

$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の期待成立本数}} \times 100$ （注 6）

（注 5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注 6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6～8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、当町では、持続的な森林経営をするため森林認証を受けている森林があることから、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている全森林(天然林を除く)、公益的機能の高度発揮が求められる水源涵養林において確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーン的全森林(天然林を除く)について指定します。指定する森林の区域は次のとおりです。

森林の区域

表10

地区の所在（林班）	所有者等	備考
27～31、33～37、48、52～57、60～63 64（2. 5. 6. 8. 14～25. 27～32. 35. 36. 55. 56. 57. 59～62. 64～70. 72. 102. 103. 111. 112. 113. 115～121. 124. 128. 129. 147～156. 170～174小班を除く全域） 65～81、86～95全域	民有林	木材等生産林 （天然林を除く）
19～26、32、43（8. 18小班） 47（7. 16小班）、48、49（1. 2. 3. 7～12. 16. 18. 25. 26. 30. 31. 36～38小班） 64（2. 5. 6. 8. 14～25. 27～32. 35. 36. 55. 56. 57. 59～62. 64～70. 72. 102. 103. 111. 112. 113. 115～121. 124. 128. 129. 147～156. 170～174小班）、82～85		水源涵養林 （天然林を除く）

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（1）表6による

イ 天然更新の場合

2の（1）による（ナラ類、カンバ類、ハンノキ・ヤナギ類）

（2）生育し得る最大の立木の本数

2の（2）による

5 その他必要な事項

- （1）土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵を行う場合は、全刈を避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- （2）伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準Ⅰの「2 森林整備の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針を示します。

- （1）間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- （2）間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

表11

樹 種 (生産目標)	施 業 体 系	間伐の時期 (年)					間 伐 の 方 法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 仕立て目標 400本/ha	1 9	2 6	3 4	4 2	—	選木方法 定性及び列状 間 伐 率 (材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 仕立て目標 400本/ha	1 8	2 4	3 0	3 6	—	選木方法 定性及び列状 間 伐 率 (材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：6年 標準伐期齢以上：10年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 仕立て目標 400本/ha	2 4	3 3	4 2	5 1	6 5	選木方法 定性及び列状 間 伐 率 (材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：14年

注1) カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び

「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」

「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

次のとおり、保育の標準的な方法に関する指針を示します。

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去することとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

(3) つる伐り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

下刈り・除伐時期（１～１０年）

表12

樹 種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					△
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	②	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	②	①	①	①	①	①	①
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

下刈り・除伐時期（１１～２０年）

表13

樹 種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春										
	秋	△									
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注）カラマツには、グイマツを含む。アカエゾマツには、エゾマツを含む。

①：下刈り１回刈り ②：下刈り２回刈り △：つる切り、除伐

３ その他必要な事項

（１）その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

ア 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

イ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

ウ トドマツ・アカエゾマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１ 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生す

る裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

(２) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

a 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表２のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

表14

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、次表を目安として計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

表15

樹 種	標準的な施業体系			
	生産目標	仕立目標	期待径級	主伐時期の目安
カラムツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産	中庸仕立	34cm	50年(400本/ha)
トドマツ	一般材生産	中庸仕立	30cm	50年(400本/ha)
アカエゾマツ	一般材生産	中庸仕立	28cm	80年(400本/ha)

3 その他必要な事項

下川町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

第4の1の(1)の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととし、伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の54%と大半を占める。また、町内の一般民有林のうち、61%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、下川町森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保育・経営の円滑化を図ることとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

また、立木の伐採・造林・保育その他の森林施業の実施を行う際には、受託者と委託者が別途協議し施業を行うものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は、経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域エネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ることとします。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加呼びかけ、不在村森林所有者については、ホームページやダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度について、次のとおり定めます。

路網密度（民有林）令和4年4月現在

表16

種別	延長	民有林面積	密度
町道	209,500.6m	8,389ha	24.97m/ha
林道	27,483.0m	8,389ha	3.28m/ha
林業専用道	11,989.0m	8,389ha	1.43m/ha
作業路	119,092.1m	8,389ha	14.20m/ha
集材路	44,460.0m	8,389ha	5.30m/ha
計	412,524.7m		49.17m/ha

林道密度	3.28m/ha
林内道路密度	28.25m/ha
林内路網密度	49.17m/ha

- 1 林道密度とは、森林面積に対する林道延長の割合を表す。
- 2 林内道路密度とは、森林面積に対する公道延長と林道延長の和の割合を表す。
- 3 林内路網密度とは、森林面積に対する公道延長と林道延長と作業道延長の和の割合を表す。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

表17

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	施業対象地外	20<15>以上	20<15>以上

- 1 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。
- 2 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

ア 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、スキッド、ウィンチ、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

表18

傾斜区分	伐倒	集材（木寄せ）	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 グラップルローダ	ハーベスタ・プロ セッサ	グラップルロー ダ
	ハーベスタ	スキッド【全幹集材】	ハーベスタ・プロ セッサ	グラップルロー ダ
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・プロ セッサ	グラップルロー ダ
急傾斜地 (30° ～)	施業対象外			

イ 路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

表19

路網整備等推進地 区名	利用区域 面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
上名寄矢文地区	227	森林管理道矢文西線	3,240m	①	
上名寄地区	169	林業基盤整備道 矢文北線	3,100m	②	
上名寄矢文地区	155	林業専用道矢文東線	4,800m	③	
一の橋地区	194	21世紀第3幹線	4,469m	④	

2 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

表20

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所 数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	森林 管理道	下川町	矢文北	3.1-1	169	○		起点：下川町上名寄 終点：下川町上名寄
〃	〃	〃	〃	矢文湖	-1				
〃	〃	〃	〃	21世紀 第4幹線	-1				起点：下川町一の橋 終点：下川町一の橋
〃	〃	林業 専用道	〃	モサナル 玉川	-1				起点：下川町一の橋 終点：下川町一の橋
〃	〃	〃	〃	矢文東	4.8-1	174	○		起点：下川町上名寄 終点：下川町上名寄
〃	〃	〃	〃	珊幸 第3支	-1	56			起点：下川町一の橋 終点：下川町一の橋
拡張	自動車道 (改良)	森林 管理道	〃	21世紀 幹	-1				局部改良

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年1月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

3 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院や北海道旭川農業高等学校等で学ぶ青年や新規就業者の就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業の習得など高度な技術や専門的知識が必要とされる技術者を育成するとともに、次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図り、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進します。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

さらに、北海道旭川農業高等学校 森林科学科の全学年を対象に、平成28年度より町有林をフィールドとして実習を実施しており、上川北部森林管理署・道（上川総合振興局北部森林室）・下川町森林組合の指導・協力の下、1年生で植樹・2年生で育林・3年生で伐採や林業・林産業の職場見学を行う3か年のプログラムを実施しています。平成29年5月には、包括的な連携・協力をするため町・高校・国（上川北部森林管理署）・道の4者による協定を締結し、今後も継続的に教育の機会を提供していくこととします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」を活用することにより、森林整備等を林業事業体に委託して実施するに

あたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の育成に取り組めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の人工林は保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期である7齢級以下の林分が大半であり、今後においては主伐期を迎える人工林も徐々に増加する傾向にあります。

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスタ等による伐倒や枝払い・玉伐り作業、フォワーダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による作業システムを推進します。

機械化が進まず人力作業に頼ることが多い植栽作業については、植え付け時期に労働力が確保できないことが課題となっています。そのため、植え付けを行える期間が長いコンテナ苗を用いた計画的な植栽を行うことにより、植え付けに要する労力を低減する必要があります。しかし、現状、コンテナ苗は裸苗に比べて苗木価格が高く、苗木運搬に手間がかかるなどの課題があり、普及が進んでいない状況です。今後は、植栽費用の軽減や小型の苗木運搬機を活用した運搬の負担軽減を進め、コンテナ苗を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向が強まるなか、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためにはICT等の先進技術を活用したスマート林業の普及は必要不可欠であり、本町においてもスマート林業の定着を図り、安全で効率的な森林施業に努めていきます。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

表21

区 分		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒		チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ (ICT) 車両系ハーベスタ
		チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ (ICT) 車両系ハーベスタ
集 材		フォワーダ	フォワーダ (ICT)
運材		グラップル付きトラック	グラップル付きトラック
造 林 保育等	地拵	バックホウ レーキドーザ ブラッシュカッター	バックホウ レーキドーザ グラップルレーキ
	植栽	人力・クワ	人力・コンテナ苗 (専用植付器具)
	枝打	人力	人力

(3) 林業機械化の促進方策

ア 地元林業事業体によるハーベスタ、グラップル、フォワーダ等の高性能林業機械の導入

イ 地元林業事業体を中心とした造林保育作業等による森林施業の機械化の推進

ウ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

社会経済活動の低迷に加え、外国からの安価な木材製品の流入に伴う木材製品価格の低迷、環境関係法制度改正に伴う木屑等の適正処理等に伴い、木材関連事業体の経営は厳しい状況となっています。

これらのことに対応するため、下川町全体の取り組みとして生産の低コスト化、FSC®認証（FSC®C015134）製品の活用等により木材製品加工の高付加価値化を目的として、各種補助金等を活用し林産事業の収益性向上を図ります。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の推進に関する法律（平成22年法律第36号）にもとづく下川町地域材利用推進方針を基本に、公共施設における木材利用の拡大を図り、質量的にわたる需給構造の変化に対応して、本町における重要な産業である林業の振興に努めることとします。

さらに、地域材及び木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、「森林総合産業」を地域活性化の柱に据え、それらの利用推進に関する普及啓発に努めるものとします。

（1）木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、令和2年に国有林と共同で使用する原木ストックヤードを整備し、原木供給の安定化・効率化を図ります。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等により、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生の恐れがある等、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の防除その他の森林保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害の蔓延防止のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、本町と森林管理署、道振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾシカ森林被害に対しては、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずることとします。具体的には、地元猟友会と連携した有害鳥獣捕獲委託推進（R3実績242頭）や有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金を活用した後継者確保に取り組んでいます。

生息密度が高い地域においては被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し又はそのおそれのある森林については適切な防除を早期に行うよう努めることとします。具体的な取り組みとして、国有林とも連携し箱罠の設置や冬期間の林道除雪など捕獲環境の向上につなげています。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。（関連計画：エゾシカ保護管理計画）

(2) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

(3) 森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、路網の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火池等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林愛護組合などと連携し森林巡視を強化することとし、入林者に対する防火指導を徹底し、山火事注意喚起を積極的に行います。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該当なし		

なお、病虫害の蔓延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次表に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進することとします。

なお、次の森林については、保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。

- a 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- b 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- c 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

1 保健機能森林の区域

表22

森林の所在		森林の林種別面積					備考
地区	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
矢文千古の森	11林班 1. 4. 14. 15. 16小班	29. 44	6. 44	23. 00			
溪和森林公園	45林班 3 小班	10. 26		10. 26			
五味温泉体験の森	58 林班 6. 80～82. 87～92. 95. 96. 100. 102～109. 111. 151. 178. 179. 207～209. 222. 224. 264. 265. 266. 269. 274. 281 小班	27. 03	20. 3	6. 73			

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

施 業 の 方 法	
矢文千古の森 溪和森林公園 五味温泉体験の森	優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。 また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

施 設 の 整 備	
溪和森林公園	遊歩道、防火用水

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するときに使用する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹 種	期 待 平 均 樹 高	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、森林整備関係車両（木材運搬車など）等の通行に際し一般利用者の安全確保に十分留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、下川町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の2の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
- (5) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく計画（設定なし）

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備が地域の雇用を生み地域を支えるという基本から発展し、生み出された林産物等が経済波及効果を高めるべく以下のような取組を進めていきます。

・従来の集成材や木製品に加え森林資源を高次活用した地域商品開発（加圧式注入処理材等）と都市部など他地域への販路拡大を進め、安定した経営基盤作りにつなげていきます。

・森林づくり寄付金制度のPRや森林の炭素固定機能をクレジット化し、カーボンオフセット（J-VER制度）を通じた都市部住民や企業との森づくり連携の取り組みを進めていきます。

・FSC®認証材（FSC®C001830、FSC®C011467、FSC®C013394、FSC®C010864、FSC®C121957）の販路

拡大に合わせ、地元工務店が中心となり住宅部材やECOな家づくりの研究を進めていきます。
また、都市部の消費者にも積極的に認証材の普及を進め、販路拡大を進めていきます。

・木質バイオマスエネルギー活用取組を進め、森林資源の有効活用と経済的なメリットを両立させ、地域に利益が還元される仕組みづくりを目指していきます。

・森林の利活用を通じ、町民の健康づくりを進め、都市部住民との森林価値の共有化を図ります

3 森林の総合利用の推進に関する事項

溪和地区の町有林においては、地域住民のみならず、都市住民も積極的に森林にふれあうことができる場を提供するため、林道の安全通行の確保を図るとともに、景観の維持向上も視野に入れた森林整備を行うこととします。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力のもと、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて、森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林の確保、整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととし、さらに、林野火災予防消防等災害に対する普及啓発に努めることとします。

【主な取組】

- ア 住民・小中学生参加による植樹祭の推進
- イ 住民や企業を対象とした森林・林業体験ツアーの推進
- ウ 町有林での森林体験活動の推進
- エ 林野火災予防消防等啓蒙普及活動の推進
- オ チェンソーアート大会を通じた森林文化の普及啓発

(2) 上下流連携による取組に関する事項

下川小流域管理システム協議会の設置運営、FSC®森林認証グループ（FSC®C015134）取得、国有林との共同施業団地協定の締結

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

地域のこどものもりから高校まで一貫した森林環境教育プログラムを体系化し、地域の森林林業の理解や森林文化の継承、地球温暖化防止対策の取り組みなどを理解する場を提供していくこととします。また、中学校林の活用にも地域一体となって取り組んでいくこととします。

令和3年度実績

こどものもり	毎月の森のあそび実施	10回
小学校	森林環境教育実施	13回、植樹祭への参加
中学校	森林環境教育実施	7回、植樹祭への参加
高校	森林環境教育実施	3回
	森林を通じた土別翔雲高校とのキャンパス交流実施	1回

5 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的な留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - ① 伐採方法の指定無し（皆伐を含む。）
 - ② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
 - ③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は次のとおり指定施業要件に定められています。
 - ① 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の保安林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、10ha以下とします。
 - ② 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - ③ その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率を上限とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えときは10分の3（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(エ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

(2) 森林の保護に関する事項

本町においては、例年野鼠駆除（カラムツや幼齢林を中心に継続的に）を実施しており、カラムツや幼齢林を中心に継続的に実施し、森林被害の防止に努めています。また、エ

ゾシカによる食害については、天然林を中心に依然として増加傾向にあり、人工林への被害も予想されることから、農産物に対する有害駆除だけでなく、道などの関係機関の協力を得て、抜本的な被害防止対策を講じることが必要となります。

（３）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施行の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

（４）町有林の整備に関する事項

下川町有林経営は、昭和２８年国有林野整備臨時措置法に基づき、１，２２１haを買い受けたのを契機に、その後も森林を取得する機会にも恵まれ、現在、町有林４，７２９ha（国有分収林２８２．８６haを含む。）を有しています。

町有林経営の基本としては、毎年５０haを造林し６０年伐期で森林施業を展開することを基本とし、収穫の全量を地元林産業界の原材料として供給できる体制と、さらに伐採と植栽が永久に繰り返しのきく持続可能な保続生産体制（循環型の森林施業）を目指しています。

このため、平成５年に旧自治省、旧国土庁、林野庁の３省庁による保全すべき森林の公有林化の推進を図る財政支援措置「地域環境保全林整備特別対策事業」の適用を受け平成６年から１０年度までの５カ年で面積８９８haを９億８千万円で、さらに、「地域環境保全のための森林の整備事業」で平成１１年から平成１５年度までの５カ年で、１，００４haを９億３千５百万円で購入が完了し、町有林管理面積は４，７２９．９４haとなっており、保続生産が可能な森林経営の基盤が確立されています。

下川町は、「地域振興と地方経済の基盤」として、町有林経営を行います。

- ・ 継続的森林整備による雇用の場の創出
- ・ 計画的な林道開設による雇用の場の創出
- ・ 生産された木材の地元林産業への安定供給

地域経済を活性化させるため、行財政改革をはじめ、地方分権などの変革の中、地方の自立を確立するため独自の経済基盤づくりを目指し、森林・林業の町として地域森林資源の活用を基盤においた自主的・内発的地域振興策を事業展開していくこととします。

別表1 公益的機能別森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水資源涵養林と木材等生産林との重複指定	6	全域	40.49
	7	全域	62.21
	8	全域	44.28
	9	全域	96.68
	10	全域	65.66
	11	1.4.14.15.16小班を除く全域	45.8
	12	全域	56.66
	13	全域	52.65
	14	全域	45.78
	19	全域	74.82
	20	全域	71.34
	21	全域	201.88
	22	全域	218.33
	23	全域	50.36
	24	全域	36.7
	25	全域	76.27
	26	全域	113.76
	32	全域	214.23
	43	7.8.18	3.53
	47	7.16	7.93
	48	全域	52.33
	49	1.2.3.7～12.16.17.18.25.26.30.31.36～38	19.22
	64	2.5.6.8.10.14～25. 27～32.35.36.55.56.57.59～62. 64～70.72.102.103.111.112.113. 115～121.124.128.129.147～156. 170～174	83.31
	82	全域	213.16
	83	全域	189.45
	84	全域	261.70
	85	全域	151.91
山地災害防止林	4	19.20.26.28.46	5.59
生活環境保全林		該当無し	
保健・文化機能等維持林	11	矢文千古の森 1.4.14.15.16小班	29.44
	45	溪和森林公園 3小班	10.26
	58	五味温泉体験の森 6.80～82.87～92.95.96.100. 102～109.111.151.178.179. 207～209.222.224.264.265. 266.269.274.281小班	27.03

木材等生産林	1	全域	46.66
	2	全域	42.84
	3	全域	70.57
	4	19.20.26.28.46を除く全域	70.77
	5	全域	33.39
	15	全域	19.3
	16	全域	90.42
	17	全域	43.11
	18	全域	68.21
	27	全域	160.19
	28	全域	160.09
	29	全域	87.42
	30	全域	90.26
	31	全域	74.73
	33	全域	164.47
	34	全域	144.5
	35	全域	51.02
	36	全域	39.62
	37	全域	26.43
	38	全域	86.87
	39	全域	56.22
	40	全域	62.33
	41	全域	186.87
	42	全域	41.43
	43	8.18小班を除く全域	60.92
	44	全域	71.35
	45	3小班を除く全域	29.59
	46	全域	52.53
	47	7.16小班を除く全域	64.59
	49	1.2.3.7~12.16.18.25.26.30.31.36~38 を除く全域	5.67
	50	全域	58.75
	51	全域	46.05
	52	全域	57.32
	53	全域	32.46
	54	全域	43.38
	55	全域	89.39
	56	全域	102.44
	57	全域	143.46
	58	6.80~82.87~92.95.96.100. 102~109.111.151.178.179. 207~209.222.224.264.265. 266.269.274.281小班を除く全域	338.93
	59	全域	138.85
	60	全域	61.79
	61	全域	32.11
	62	全域	84.54
	63	全域	46.26

木材等生産林	64	2.5.6.8.14～25. 27～32.35.36.55.56.57.59～62. 64～70.72.102.103.111.112.113. 115～121.124.128.129.147～156. 170～174小班を除く全域	48.85
	65	全域	101.85
	66	全域	36.69
	67	全域	125.65
	68	全域	107.53
	69	全域	18.62
	70	全域	23.73
	71	全域	37.76
	72	全域	68.84
	73	全域	137.77
	74	全域	147.48
	75	全域	60.51
	76	全域	111.81
	77	全域	67.08
	78	全域	61.46
	79	全域	49.72
	80	全域	61.16
	81	全域	48.99
	86	全域	197.51
	87	全域	82.21
	88	全域	88.55
	89	全域	90.14
	90	全域	61.5
	91	全域	23.42
	92	全域	70.96
	93	全域	53.77
	94	全域	163.05
	95	全域	141.15

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
特に効率的な施業が可能な森林 (木材等生産林)	1	全域	46.66
	2	全域	42.84
	3	全域	70.57
	4	19.20.26.28.46小班を除く全域	70.77
	5	全域	33.39
	6	全域	40.49
	7	全域	62.21
	8	全域	444.28
	9	全域	96.68
	10	全域	65.66
	11	1.4.14.15.16小班を除く全域	45.8
	12	全域	56.66
	13	全域	52.65
	14	全域	45.78
	15	全域	19.3
	16	全域	90.42
	17	全域	43.11
	18	全域	68.21
	38	全域	86.87
	39	全域	56.22
	40	全域	62.33
	41	全域	186.87
	42	全域	41.43
	43	8.18小班を除く全域	60.92
	44	全域	71.35
	45	3小班を除く全域	29.59
	46	全域	52.53
	47	7.16小班を除く全域	64.59
	49	1.2.3.7～12.16.18.25.26.30.31.36～38 を除く全域	5.67
	50	全域	58.75
	51	全域	46.05
	58	6.80～82.87～92.95.96.100. 102～109.111.151.178.179. 207～209.222.224.264.265. 266.269.274.281小班を除く全域	338.93
	59	全域	138.85
水資源保全ゾーン (水源涵養林)	43	8.18	3.53
	47	7.16	7.93
	48	全域	52.33
	49	1.2.3.7～12.16.18.25.26.30.31.36～38	19.22
	64	2.5.6.8.14～25. 27～32.35.36.55.56.57.59～62. 64～70.72.102.103.111.112.113. 115～121.124.128.129.147～156. 170～174	83.31
生物多様性保全ゾーン		該当なし	

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域

【一般民有林】

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準（注1）
			林班	小 班		
水源の涵養 の機能の維 持増進を図 るための森 林施業を推 進すべき森 林	伐期の延長を推進すべき 森林および伐採面積の規 模の縮小を行うべき森林 （注2）		6～10	全域	2550.47	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha 以下
			11	1. 4. 14. 15. 16 除く全域		
			12～14、19 ～26、32	全域		
			43	8. 7. 18		
			47	7. 16		
			48	全域		
			49	1. 2. 3. 7～12 16. 18. 25. 26 30. 31. 36～38		
			64	2. 5. 6. 8. 10 14～25 27～32. 35. 36 55. 56. 57 59～62. 64～70 72. 102. 103. 111 112. 113. 115～121. 124 128. 129 147～156 170～174		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		4	19. 20. 26. 28. 46	5. 59	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：10ha 以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当無し	該当無し		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	58	6. 80～82 87～92. 95. 96 100. 102～109 111. 151. 178. 179 207～209. 222. 224 264. 265. 266. 269 274. 281	27. 03	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	11 45	1. 4. 14. 15. 16 3	39. 7	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

- 注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められている実施基準に適合した方法とする必要があります。
- 注2 「伐採面積の規模縮小を行うべき森林および伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。
- 注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な 林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	120年以上
	トドマツ	80年以上
	カウマツ	70年以上
	その他針葉樹	80年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	60年以上
	その他広葉樹	80年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	120年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	130年以上

別表3 森林施業共同化重点的实施地区

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
上名寄川向	1～16林班	340.65ha	1
珊瑚	19～23林班	201.23ha	2
北町	25～27林班	258.04ha	3
三の橋	28.29林班	200.12ha	4
一の橋北	30.31.32林班	219.94ha	5
一の橋南	33～37林班	266.66ha	6
溪和	49～54林班	248.74ha	7
桑溪	55～58林班	232.08ha	8
桑の沢	59～61林班	232.75ha	9
班溪第1	62～65林班	364.81ha	10
班溪第2	66～71林班	349.98ha	11
上名寄第1	72～75林班	345.43ha	12
上名寄第2	76～78林班	225.09ha	13
スズキKK	55～58林班	298.67ha	14
下川町	1.2.3.6.7.9 10～13.14.17 19～27.30 32～35 39～48.55.58 73.75.76.78 79～95林班	4, 335.97ha	15
計		8, 120.16ha	

別表 4 鳥獣害の防除の区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	一般民有林全域 (1 林班から 9 5 林班)	8,389.27